



栃木県公報

令和5(2023)年
10月13日(金)
第446号

目次

告 示

○准看護師試験の実施	753
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	754
○栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率	755
○道路の区域の変更	755
○建築基準法による道路の位置指定	756
○建築基準法による道路の位置指定の廃止	757
○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定	757

公 告

○開発行為の工事完了	757
○県が設置する都市公園の利用料金の承認	757

告 示

栃木県告示第372号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく第73回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和5(2023)年10月13日

栃木県知事 福田 富一

- 試験期日
令和6(2024)年2月4日(日)
- 試験場所
宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校
- 願書の提出期間
 - 提出期間
令和5(2023)年12月11日(月)から同月14日(木)まで
(郵送の場合は、簡易書留にて令和5(2023)年12月14日(木)までの消印有効)
 - 提出場所
〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1-20
栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話 028(623)3152
- 試験科目
人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 受験資格
保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。
 - 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和6(2024)年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6(2024)年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）におい

て看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和6（2024）年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和6（2024）年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6（2024）年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第73回栃木県准看護師試験願書
- (2) 第73回栃木県准看護師試験写真票・受験票

出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。

(3) 受験資格を証する書類

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、令和6（2024）年3月1日（金）17時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業（修業）確定証明書を提出した者については、同月8日（金）17時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(医療政策課)

栃木県告示第373号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年10月13日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950800433	ほしのゆめ	小山市駅南町6-26-6	株式会社K	小山市駅南町5-12-20	令和5（2023）年8月1日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

0950400408	にじいろクレヨン	佐野市堀米町3435	株式会社心結	足利市堀込町1001-29	令和5(2023)年9月1日	放課後等デイサービス
0950800441	サークルワン小山	小山市神鳥谷1080橋本ビル1F	株式会社サシノベルテ	茨城県桜川市真壁町飯塚1006-2	令和5(2023)年10月1日	放課後等デイサービス
0950600197	ひなた学習会Lund	日光市今市1005-5	Lund 合同会社	日光市今市1005-5	令和5(2023)年10月1日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第374号

栃木県営林産物売払規則（昭和41年栃木県規則第17号）第27条の規定に基づき、延納利息の利率を次のように定め、栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率を定める告示（令和4年栃木県告示第328号）は、廃止する。

令和5（2023）年10月13日

栃木県知事 福田 富一

年1.00パーセント

(森林整備課)

栃木県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年10月13日から同年11月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年10月13日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
10	前	那須烏山市田野倉210-1 から 那須烏山市田野倉236-7 まで	10.3 ~ 37.3	135.5	
	後	那須烏山市田野倉210-1 から 那須烏山市田野倉236-7 まで	11.3 ~ 37.8	135.5	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
10	前	那須烏山市中央1丁目289から 那須烏山市中央1丁目1917-1 まで	10.1 ~ 12.0	114.0	

	後	那須烏山市中央1丁目289から 那須烏山市中央1丁目1917-1まで	10.1～12.0	114.0	
--	---	---------------------------------------	-----------	-------	--

III

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 烏山停車場線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
102	前	那須烏山市南2丁目24-1から 那須烏山市金井1丁目464まで	8.9～14.7	43.1	
	後	那須烏山市南2丁目24-1から 那須烏山市金井1丁目464まで	8.9～14.7	43.1	

IV

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 小川大金停車場線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
233	前	那須烏山市田野倉159-1から 那須烏山市田野倉236-7まで	9.1～21.6	517.9	
	後	那須烏山市田野倉159-1から 那須烏山市田野倉236-7まで	9.1～26.0	517.9	

(道路保全課)

栃木県告示第376号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和5（2023）年10月13日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号 の規定による道路	芳賀郡益子町大字益子字中宿 1670-2及び1670-5の各一部、 1670-7、字新町北側1672の一部	延長 62.95m 幅員 4.00～6.00m	令 和 5 (2023)年 8月31日	真 岡 土木事務所
	那須烏山市下川井字成田内下 1028-1、1028-7、1028-8、 1028-8 地先、1081-3、1081- 6、1043-3、1043-4、1043- 5、1043-6及び1046-2の各一部	延長 64.48m 幅員 5.76～6.00m	令 和 5 (2023)年 9月14日	宇 都 宮 土木事務所

栃木県告示第377号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（平成20（2008）年8月8日第1994号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和5（2023）年10月13日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	廃止年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	真岡市西郷字並木196-6	延長 22.22m 幅員 4.00～4.80m	令和5 (2023)年 8月10日	真岡 土木事務所

(建築課)

栃木県告示第378号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5（2023）年10月13日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和5（2023）年10月5日	田川 海斗	大田原市中央2-9-29 ローソン大田原中央二丁目店

(会計局会計管理課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5（2023）年10月13日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
芳賀郡市貝町大字赤羽字内堀道東355番5、355番54、355番55、355番62、355番63	芳賀郡茂木町大字茂木5番地	株式会社かましん
下都賀郡野木町大字野渡字中沖261番3	下都賀郡野木町大字友沼6515番地11グレース思川201号	猪瀬 輝 美
下都賀郡野木町大字野木字三軒在家71番7、71番8、71番9	下都賀郡野木町大字丸林626番地2 ディアコートA棟202号	福島 信 吾

(都市計画課)

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により令和5（2023）年11月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16

号) 第13条の2の規定により公告する。

令和5(2023)年10月13日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県日光だいや川公園

(1) 休養施設

施設名	単位	利用料金
オート キャンプ場	アーリーチェックイン 1区画 1回	1,500円
	レイトチェックアウト 1区画 1回	1,500円

備考

- 「アーリーチェックイン」とは、フリーテントサイト、オートキャンプサイト、キャンピングカーサイトにおける、宿泊にあわせた、利用開始日の午前9時から午後1時までの利用をいう。
- 「レイトチェックアウト」とは、フリーテントサイト、オートキャンプサイト、キャンピングカーサイトにおける、宿泊にあわせた、利用終了日の午前10時から午後4時までの利用をいう。
- 「宿泊」とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。

(2) 備品

品目	単位	利用料金
シャワー	1回	150円

(都市整備課)